

公共事業再評価調書

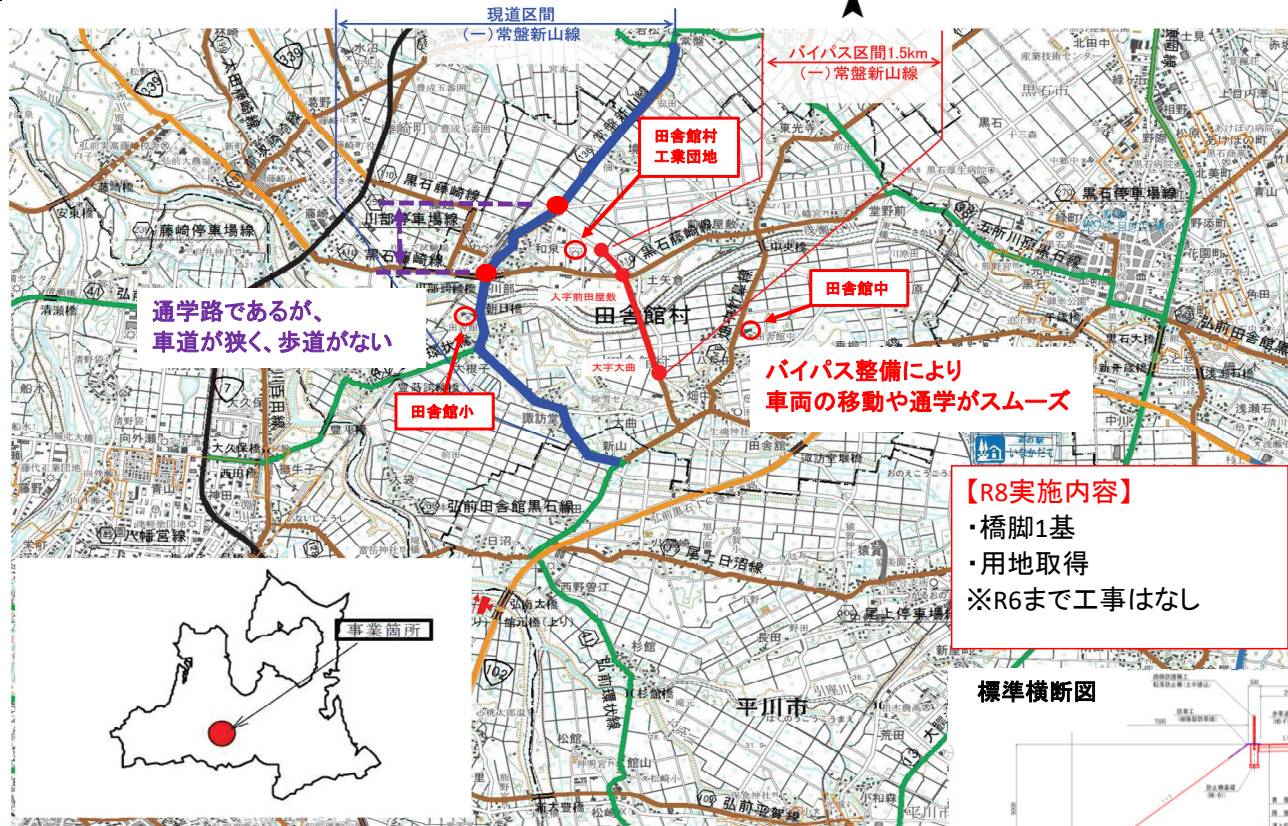
整理番号	R8 - 1
------	--------

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	017 - 734 - 9651
		E-mail	doro@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	☐ 未着工 ☐ 長期継続（10年） ☐ 再評価後（5年） ☒ その他（事業規模の変更）
---------	--

1 事業概要			
事業種別	道路改築事業	事業名	県道改築事業
事業主体	☒ 県 ☐ 市町村 ☐ その他（ ）		
地区名等	常盤新山線 前田屋敷～畑中	市町村名	田舎館村
事業方法	☐ 国庫補助 ☒ 交付金 ☐ 県単独		
財源・負担区分	☒ 国 63 % ☒ 県 37 % ☐ 市町村 % ☐ その他 %		
採択年度	平成 30 年度（用地着手 令和 元 年度 / 工事着手 令和 7 年度）		
事業予定期間	令和 10～14 年度（令和 6 年 2 月工期変更〈当初計画時 令和 9 年度〉）		
事業目的	一般県道常盤新山線は、藤崎町大字常盤を起点に田舎館村を經由し平川市新山に至る路線で、地域の生活や経済活動を支える重要な役割を担っている。川部～和泉地区の人家が連続する通学路区間では、車道幅が狭い上に歩道がない区間が多く、冬期は堆雪も重なり、通年で車両及び歩行者通行に支障をきたしている。車両交通量は5,000台/日以上を推移しており、田舎館村工業団地にアクセスする車両も多く含まれる。 このような状況からバイパス整備を行うことにより、交通の円滑化や歩行者の安全確保を図り、地域経済の活性化につなげるものである。		

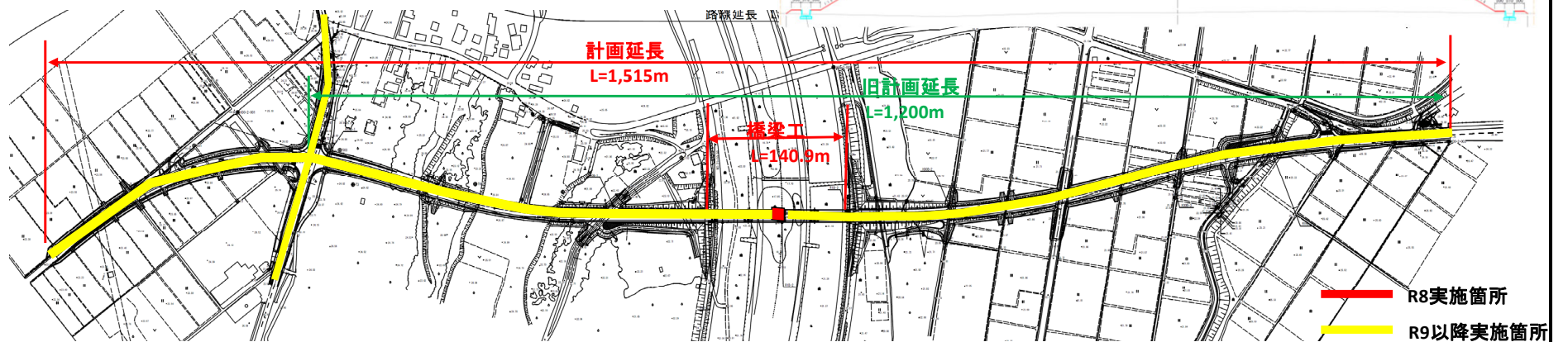
事業箇所位置図・平面図・現地状況



冬場は特に車道が狭く、大型車の通行が困難



標準横断面図



主 な 内 容	区 分	当初計画時		再評価時		増 減		
	計画延長	1, 200 m		1, 515 m		315 m		
	計画幅員	6. 5 (13. 0) m		6. 5 (13. 0) m		0 m		
	改良工	1, 059 m		1, 374 m		315 m		
	橋梁工	1 箇所		1 箇所		0 箇所		
	舗装工	15, 600 m ²		22, 733 m ²		7, 133 m ²		
事 業 費	○当初計画時総事業費 1, 470 百万円 (単位：百万円)							
		～R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	小 計	R9年度～	合 計
	計 画 (うち用地費) 〈R8年4月変更〉	350 (95)	100 (0)	100 (0)	100 (0)	650 (95)	3, 108 (151)	3, 758 (246)
	実 績 (うち用地費)	306 (141)	55 (55)	230 (15)	45 (35)	636 (246)	3, 122 (0)	3, 758 (246)
	事業量や総事業費の増減に係る説明							
○事業量の増加について ・ 現道との接続を円滑にするため起点部を村道にタッチさせた結果、計画延長をL=315m延伸した。 ○総事業費の増加について ・ 労務単価や材料費の単価上昇による増額 ・ 計画延長の延伸による増額 ・ 橋梁整備費の増額 ○終了予定年度の延長 ・ 用地取得に不測の日数を要した。								

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

①・B・C

事業の進捗状況	進捗率			進捗率		
				計画全体	年次計画	
		事業費割合 (うち用地費)		16.9 % (100.0 %)	97.8 % (258.9 %)	
		主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 (1,027 百万円)	0.0 %	0.0 %	
			橋梁工 (2,335 百万円)	10.3 %	94.5 %	
	用地費 (246 百万円)		100.0 %	258.9 %		
測量試験費 (150 百万円)	100.0 %		100.0 %			
説明	用地取得に目処がついたことから、令和7年度から工事を開始し、現在橋脚1基の施工を行っている。					
	問題点・解決見込み					
問題点・解決見込み		令和7年度末時点の用地進捗率は85.8%である。 令和8年度までに用地取得を完了する予定であることから、現時点で事業進捗における阻害要因はない。				
事業効果発現状況		これまでに部分供用している区間はない。				

(2) 社会経済情勢の変化		①・B・C	
社会的評価	全国	令和8年1月に閣議決定された「第6次社会資本整備重点計画」では、人口減少という危機を好機に変え、一人ひとりが豊かさと安心を実感できる持続可能な活力ある経済・社会の実現を目的とし、「活力のある持続可能な地域社会の形成」、「強靱な国土を支える持続的で力強い経済社会」、「インフラ分野が先導するグリーン社会の実現」、「戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化」の4つを重点目標に位置付け、これらの実現に向けた社会資本整備を推進することとしている。	
	県内	自動車交通への依存度が高い本県では、道路整備に対する根強い要望がある。 東日本大震災を契機として、これまで道路に必要とされてきた通行機能に加えて、災害発生時の防災機能(緊急物資輸送や避難路等)確保の重要性が再認識されている。	
	当地区	田舎館村・田舎館村議会から道路利用者の安全確保のため、早期完成の要望書が出されている。	
必要性	令和6年2月に公表した「道路の整備に関するプログラム」では、「後期5年」となる令和14年度までの全線完成を目指している。		①・b
適時性	バイパス起点部に位置する田舎館村工業団地では多数の立地企業が活動しており、バイパス整備により企業活動の活性化が期待される。		①・b
地元の推進体制等	事業に対する地元理解が得られており、令和8年度には用地取得を完了する予定である。		①・b
効率性	—		

(3) 費用対効果分析の要因変化

A・B・C

区 分	主 な 項 目	当初計画時 (H29)	前回評価時 ()	再評価時 (R8)
費用項目 (C)	(1) 事業費	1,085 百万円	百万円	3,109 百万円
	(2) 維持管理費	61 百万円	百万円	112 百万円
	(3)	百万円	百万円	百万円
	(4)	百万円	百万円	百万円
	(5)	百万円	百万円	百万円
	(6)	百万円	百万円	百万円
	総 費 用	1,146 百万円	百万円	3,221 百万円
便益項目 (B)	(1) 走行時間短縮便益	1,355 百万円	百万円	2,535 百万円
	(2) 走行経費減少便益	79 百万円	百万円	350 百万円
	(3) 交通事故減少便益	19 百万円	百万円	19 百万円
	(4) 冬期便益	370 百万円	百万円	599 百万円
	(5) 観光便益	87 百万円	百万円	133 百万円
	(6)	百万円	百万円	百万円
	(7)	百万円	百万円	百万円
	(8)	百万円	百万円	百万円
	総 便 益	1,910 百万円	百万円	3,636 百万円
	地域修正係数	1.507		1.450
	修正総便益(B')	2,878 百万円		5,272 百万円
	費用便益比 (B/C)	1.67		1.13
	修正費用便益比 (B'/C)	2.51		1.64

※路線一体評価による値を記載（路線一体評価をした場合に付記）

費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】（分析手法・根拠マニュアル等） ・費用便益分析マニュアル（令和7年8月 国土交通省道路局・都市局） ・道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱（令和2年3月 県土整備部道路課）	①・b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 現道の旅行速度の低下による走行時間短縮便益等の増加に伴い、総便益は増加したが、総費用の増加によりB/Cが低下。	a・①

(4) コスト縮減・代替案の検討状況		①・B・C
コスト縮減	・路盤材・舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図っている。 ・排水施設等の小規模構造物については、極力工場製品を使用し、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	①・b
代替案	現道拡幅ルートは、家屋が多いため家屋移転などにより地域生活に与える影響が大きくなるとともに、多額の補償費用を要することから経済的に不利であることから、現ルートが優れていると判断する。	①・b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点		①・B・C
住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 ・地域住民に対する事業説明会を実施 ・田舎館村・田舎館村議会からの要望書	①・b
	【住民ニーズ・意見】 地域住民の総意として早期完成を望んでいるとともに、田舎館村・田舎館村議会からも早期完成の要望書が出されている。	①・b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1) 対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2) 区分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ○ 水系や水辺の改変 ○ 海域の改変 ● 建設機械の稼働 ● 土砂等の搬出・搬入 ● 廃棄物処理等 ● 道路（車道、歩道）、雨水排水路の設置 ● 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設 ● 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3) 特に配慮する対応内容 ・低騒音並びに低排出ガス等自然環境へ配慮した建設機械の使用に努めている。 ・産業廃棄物は再資源化施設へ搬入し、リサイクルに努めている。 ・土工バランスに配慮した設計であるとともに、沿道の自然景観に配慮し、張り芝等により緑化に努めている。	①・b
地域の立地特性	(地域指定) 農村地域工業等導入促進地区、都市計画区域 (災害の記録) なし (危険箇所情報) なし	

3 対応方針（事業実施主体案）

総合評価	○ 継続 ● 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
評価理由	「費用対効果分析の要因変化」の項目が「B」であるものの、今後の事業進捗に阻害要因はなく、通行車両及び歩行者の安全確保のため地元から早期完成を強く望まれており、今後の事業進捗への協力体制も整っている。よって今後も事業を継続し、起点部の交差点の円滑な交通を確保するため計画延長を約300m延ばす道路計画とするため、対応方針を事業規模変更による「計画変更」とした。
備 考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針（案）どおり ○ 対応方針（案）を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止
附帯意見	（附帯意見がある場合に記載）
評価理由	（委員会意見が「対応方針（案）を修正すべき」の場合に記載）

《費用対効果分析説明資料》

事業名	道路改築事業(県道改築事業)	地区名等	常盤新山線(前田屋敷～畑中)
B/C算定上の基準年度	令和14年度	左記の理由	整備プログラムの目標年次

【費用対効果の算定内容】

1. 費用対効果の算定根拠

算定の考え方は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)令和6年9月 国土交通省」による。また、具体的な算定手法については、「費用便益分析マニュアル(令和7年8月 国土交通省道路局 都市局)」及び「道路事業における県独自の費用便益分析実施要綱(令和2年3月 青森県)」によった。

本マニュアルにおいては、社会的余剰を便益(B)とし、整備に係る総費用及び維持修繕費を現在価値に割り引いたものを費用(C)として評価するものである。

再評価においては、技術指針の考え方により、「事業全体の投資効率性」と、再評価時点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を除いた「残事業の投資効率性」の両者による評価をするものとした。

2. 事業全体の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.52 km)

○C:総費用= 3,221 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	うち用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	3,425	74	345	3,696
現在価値	3,109	0	112	3,221

(2)道路整備による便益

○B:総便益= 3,636 百万円 B':修正総便益= 5,272 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	観光			総便益	地域修正係数	修正総便益
初年便益	184	25	2	44	9			264		
現在価値	2,535	350	19	599	133			3,636	1.450	5,272

3. 残事業の投資効率性

(1)道路整備に要する費用(便益を算出する事業延長L= 1.52 km)

○C1:総費用= 2,552 百万円

○総費用算出根拠

道路整備に要する費用から消費税及び用地取得に要する費用を除いたものに、供用後50年間の維持管理費を加えたものを現在価値化したもの。

(単位:百万円)

費用区分	事業費	うち用地費	維持修繕費	総費用
単純合計	2,829	0	345	3,174
現在価値	2,440	0	112	2,552

(2)道路整備による便益

○B1:総便益= 3,636 百万円 B1':修正総便益: 5,272 百万円

○総便益算出根拠

道路整備によりもたらされる社会的余剰として、整備後50年間、各項目について整備があった場合の費用から整備がなかった場合の費用を除いた額を便益として、それぞれ現在価値化したものの合計。

(単位:百万円)

便益区分	時間短縮	走行費用減少	交通事故減少	冬期	観光			総便益	地域修正係数	総便益
初年便益	184	25	2	44	9			264		
現在価値	2,535	350	19	599	133			3,636	1.450	5,272

【費用対効果分析の結果】

(事業全体)

費用便益比 B/C(再評価時点・事業全体) = 3,636百万円 / 3,221百万円 = 1.13

修正費用便益比 B'/C(再評価時点・事業全体) = 5,272百万円 / 3,221百万円 = 1.64

(残事業)

費用便益比 B1/C1(再評価時点・残事業) = 3,636百万円 / 2,552百万円 = 1.42

修正費用便益比 B1'/C1(再評価時点・残事業) = 5,272百万円 / 2,552百万円 = 2.07

青森県環境総合プラン
開発事業等における環境配慮指針チェック表
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 県道改築事業 常盤新山線(前田屋敷～畑中))

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
	1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮	
☒	(1)農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮	
☐	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境・資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	
☐	残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	
☒	農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源涵養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	法面植生工を速やかに施工し、土砂流出の防止に努める。
☐	間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	
☐	冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	
☐	人工林の伐採に当たっては、水源涵養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。	
☐	緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑止する。	
☒	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
☒	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。	土工バランスに配慮し、緑化による植生復元及び景観に配慮した設計としている。また、工事施行ヤード及び工事用道路は極力計画路線上を利用することとしている。
☐	地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用に努める。	
☒	表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	掘削、盛土施工時に天候や周辺環境等を考慮し、必要に応じて散水及びシート養生を速やかに行う。
☒	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。	法面植生工を速やかに施工し、土砂流出による河川の水質汚濁の防止に努める。
☒	表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。	法面植生工を速やかに施工し、表土崩壊などの防止に努める。
☒	埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	文化財保護担当部局と連携し、施工前に現地踏査や試掘調査等を実施するなど、文化財保護に配慮している。
☐	野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。	
☐	流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
☐	造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、多自然型工法などに努める。	
☐	地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。	

(事業名 県道改築事業 常盤新山線(前田屋敷～畑中))

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☐	・地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	
☒	・盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。	盛土材を搬入する際は、土質試験を実施するなど土砂の性状に配慮している。
☐	(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮	
☐	・尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。	
☐	・河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。	
☐	・地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。	
☐	・伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。	
☐	・道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保全に努める。	
☐	・水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。	
☐	・水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。	
☐	・瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。	
☐	・堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないように魚道の設置などに努める。	
☐	・地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。	
☐	・ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。	
☐	・水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。	
☐	・多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。	
☐	・埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。	
☐	・大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。	
☐	(4)海域の改変に係る環境配慮	
☐	・海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。	
☐	・埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境への流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆砂作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。	
☐	・海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどの設置に当たっては、海岸景観の保全と周辺の地域景観との調和に配慮する。	

(事業名 県道改築事業 常盤新山線(前田屋敷～畑中))

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☒	(5)建設機械の稼働に係る環境配慮	
☒	・ 重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺的生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。	排気ガス排出対策型や低騒音・低振動型建設機械の使用に努めている。
☒	・ 低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	排気ガス排出対策型や低騒音・低振動型建設機械の使用に努めている。
☒	・ 重機による地形改変に当たっては、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	掘削、盛土施工時に天候や周辺環境等を考慮し、必要に応じて散水及びシート養生を速やかに行う。
☒	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
☒	・ 土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。	土工バランスに配慮した設計としている。
☒	・ 表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬出地での生態系への影響に十分配慮する。	
☒	・ 搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。	改良材を加えた土砂を使用する場合は、土質試験を行い、土壌汚染物質の有無を確認することとしている。
☒	(7)廃棄物処理等への配慮	
☒	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	再資源化処理施設への搬出により、適正に処理することとしている。
☒	・ 建築物等の解体に伴う建設系廃棄物などではできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	工事に伴い発生する廃材等は建設廃棄物再資源化施設や最終処分施設等へ搬出し、適正に処理することとしている。
	2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮	
☒	(1)道路(車道、歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮	
☒	・ 野生動物の繁殖地や生息地の移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。	
☒	・ 野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。	
☒	・ 側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。	
☒	・ 道路等の整備に当たっては、大気汚染物質が滞留しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスによる影響の防止と、緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。	
☒	・ 道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の形成に配慮し、適切な緑化などによる景観の保全に努める。	掘削や盛土により生じた法面には植生を施し、景観の保全に努める。
☒	・ 道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化など良好な景観の形成に努める。	
☒	・ 道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。	
☒	・ 高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。	
☒	(2)基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮	
☒	・ 基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。	必要に応じて事前調査や関係事業者による立会いを行うなど、地下埋設物の破損防止に努める。
☒	・ 大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。	

(事業名 県道改築事業 常盤新山線(前田屋敷～畑中))

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☒	・ 地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。	
☒	・ ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うライフラインの分断の未然防止に努める。	
☒	(3)低層建築物の建設に係る環境配慮	
☐	・ 建築物周辺において、まとまりのある連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。	
☐	・ 主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、眺望景観の確保に努める。	
☐	・ 地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等を工夫し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。	
☐	・ 都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の雨水等の不浸透化を防止し、地下浸透対策を講じるなど地下水の涵養機能の維持や向上に配慮する。	
☐	・ 宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより快適な居住空間の確保に努める。	
☐	・ 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。	
☐	・ 低層建築物の建設に当たっては、省エネルギーと創エネルギーを組み合わせたゼロエネルギー化に努める。	
☒	(4)高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
☐	・ 計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。	
☐	・ 地下水涵養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の雨水等の不浸透化防止に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水等の地下浸透緑地の確保などに努める。	
☐	・ 高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。	
☐	・ 主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による眺望景観の遮へい防止に努める。	
☐	・ 地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へい防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望景観の保全に配慮する。	
☐	・ 高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。	
☐	・ 高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。	
☐	・ 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。	
☐	・ 高層建築物・大規模施設等の建設に当たっては、省エネルギーと創エネルギーを組み合わせたゼロエネルギー化に努める。	

(事業名 県道改築事業 常盤新山線(前田屋敷～畑中))

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☒	(5)高架構造物の建設に係る環境配慮	
☐	送電線や鉄塔などの高架建造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。	
☒	橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。	河川横断部においては現況河川を阻害しない橋梁計画としており、水辺環境の確保、保全に配慮している。
☐	(6)海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮	
☐	海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質の攪拌などによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。	
☐	海底地盤が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。	